

プロジェクト	実務対応
項目	実務対応報告第 18 号の見直し 第 115 回実務対応専門委員会及び第 379 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 115 回実務対応専門委員会（2018 年 2 月 21 日開催、以下「第 115 回専門委員会」という。）及び第 379 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 22 日開催、以下「第 379 回委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告第 18 号の文案についての意見

（要件及び例示の記載に関する意見）

修正しない場合の要件及び注記の内容をより対象を絞る形で見直すべきとの意見

2. 現状の事務局提案においては、資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理の影響が重要な場合に原則として修正するとしつつ、「修正することが実務上相当程度困難な場合」には修正しないことを認めていることから、最も影響の大きいと考えられる企業については修正対象とならないことが予想され、実質的な意義に乏しいと考えられる。修正項目とするのであれば、例外を認めず一律で修正を要求すべきであり、実務上それが難しいのであれば、一律に修正項目としないことが合理的であると考えられる。

仮に、事務局提案のように、原則修正項目としつつ一定の場合に例外を認めるという結論にする場合でも、例外を認める要件は、「当面の期間、修正することが難しい特定エリアのみに絞って修正しないことを認める」など、より期間と範囲を限定する形で認めるべきであり、併せて修正していない具体的な範囲と理由を開示するなどの処置をすべきである（第 379 回委員会）。

上記の意見を踏まえ、審議事項(5)-2 で検討を行っている。

実務上相当程度困難な場合の例示を見直すべきとの意見

3. 具体的な例示を示すことには反対する。現状の例示は読み手によって解釈に幅が生ずると考えられるため、作成のためのコストを考慮した趣旨の文言を記入すること

が良いと考える(第115回専門委員会)。

4. 相当程度困難という用語を使う必要があるか疑問である。他の日本基準で既に使用されている「極めて困難」等の文言と同じ解釈になると考えられるので、同様の文言を使用することが良いと考える。その結果、運用上問題が出るようであれば、その際に対応することが良いのではないか(第115回専門委員会)。
5. 例示の「金融機関など」という文言は、業種を限定していると解釈される危険があるため、記載しない方が良いと考えられる(第115回専門委員会)。
6. 実務上の負担がある場合に修正をしないことを認めるということを、どのように表現するかという問題と思われるため、「多数の資本性金融商品を保有する在外子会社で、組替え調整を実施する体制が整っていない」といった表現も考えられるのではないか(第115回専門委員会)。
7. 例示としては、「多数の資本性金融商品の銘柄を保有しており、修正することが実務上困難」など、実務上の困難性に重点を置いた記述が良いと考えられる。在外子会社の状況は各社によって様々であり、基準の文言の中でその状況を想定して記載することは難しいと考えられるため、個々の企業の実情に応じて現場で判断することを前提とした記述でよいと考えられる(第115回専門委員会)。
8. 「金融機関など」という用語を銘柄数の規模感の例示として使ったとしても、読み手によって具体的に想定する規模感は様々と考えられる。コストをかければ修正できるが、そのコストが過大になる場合には修正しないという点に主眼を置くのであれば、金融機関のみではなく、一般事業会社でも当てはまる場合があるため、コスト等を強調する例示に修正する方が良いと考えられる(第115回専門委員会)。
9. 実務対応報告第18号において従来から記載されている、「修正に実務上の支障が少くない」という点と、「実務上相当程度困難」という今回の要件の関係を整理する必要があるのではないか(第115回専門委員会)。
10. 「実務上相当程度困難な場合」の例示が1つであるため、具体的な判断が難しいものと考えられる。修正に係るコストを考慮するなど、考え方を理解できる何らかの記述を、平成30年改正の説明の箇所に盛り込めないか検討してほしい(第115回専門委員会)。

第3項から第10項の意見を踏まえ、文案(審議事項(5)-4)において、修正することが実務上相当程度困難な場合の例示を、「在外子会社等で多数の銘柄の資本性金融商品を保有しており修正することが実務上困難な場合」に修正している。

(設例に関する意見)

11. 設例では減損処理の場合に触れていないが、なぜ触れないかという点は説明できるようにしていただきたい(第 115 回専門委員会)。
12. 設例の本文では、売却損益と減損損失について言及しているが、会計処理の中では減損処理に触れられていないため、整合性を取るべきではないか(第 115 回専門委員会)。

上記の意見を踏まえ、文案(審議事項(5)-4)において、設例 5 から減損に関する記載を削除している。

(その他の内容に関する意見)

13. 減損処理という言葉が出てくるが、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」では定義がないので、文言として問題ないかどうか確認してほしい(第 115 回専門委員会)。

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 91 項及び第 92 項において「減損処理」という文言は使用されているため、文案(審議事項(5)-4)においても使用している。

14. 四半期や中間会計期間でも問題になる論点であるため、四半期切り離し法や洗い替え法といった論点が存在するが、そういった論点を盛り込むか否かは検討してほしい(第 115 回専門委員会)。

実務対応報告第 18 号は在外子会社等の会計処理の統一に関する基本的な考え方を示している基準であり、個別の修正項目に関する詳細な規定は定めないこととした。

15. 平成 30 年改正の説明で記載されている、「連結財務諸表全体における子会社の重要性の観点等」という記述は、内容が不明確であり、見直すべきである(第 115 回専門委員会)。

上記の意見を踏まえ、文案(審議事項(5)-4)において、「子会社における取引の発生頻度や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行い。」という表現に見直している。

実務対応報告第 24 号の文案についての意見

16. 実務対応報告第 24 号で具体的な記載をすることには賛成である。ただし、現状の文案は重複が多いと感じるため、同じことを再度説明している一部の記載は削除を検討した方が良いと考えられる(第 115 回専門委員会)。
17. 事務局の文案のように、(2)として項目を独立させて記載する必要はなく、(1)の中でシンプルに記載したほうが良いと考えられる(第 115 回専門委員会)。

上記の意見を踏まえ、文案(審議事項(5)-5)において、脚注に記載する形に修正している。

適用時期についての意見

18. この基準が 6 月頃に最終化された場合、12 月決算の会社で、在外子会社と決算期が一致している会社では、第 2 四半期から適用することになると考えられる。その場合、第 1 四半期の取扱いをどのように考えるべきか、明らかにする必要があると考える(第 115 回専門委員会)。

上記の意見を踏まえ、審議事項(5)-3において、適用時期の検討を行っている。

以 上